平成２４年（フ）第２６３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字新城1415番地１
シャトー・グリーンテラス102号
債務者　佐藤由佳子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２７５号
沖縄県浦添市伊祖４丁目10番13―202号　メゾン伊祖
債務者　大城　和巳
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２８４号
沖縄県那覇市長田１丁目22番22―309号　パルティー信
債務者　中村　雪乃
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市松川１丁目11番２号
債務者　石原　義幸
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第３０４号
沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1088番地１
エンカレッジＫ・Ｋ205
債務者　稲福　球沙（旧姓城間）
１　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１３２号
秋田市八橋南１丁目９番15号
債務者　磯　　猛史
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８９号
茨城県守谷市松並1560番地の１
債務者　今関　眞一
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
茨城県取手市戸頭２丁目46番４号
債務者　増田　麻妃（旧姓富井）
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１００号
茨城県守谷市松前台５丁目５番地１　ウインズＣ101、前住所茨城県つくば市自由ケ丘451番地20
債務者　渡部　晴美
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県守谷市百合ケ丘３丁目2847番地の25
債務者　江原　春美
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０５号
茨城県取手市藤代47番地
債務者　野崎　理美
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
茨城県取手市新取手２丁目５番１号
債務者　石田　賢治
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
富山県砺波市小杉142番地
債務者　福田　恭子
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
佐賀県武雄市北方町大字志久4635番地35
債務者　周藤　智広
１　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第４８号
宮城県東松島市矢本字鹿石前135番地３　雇用促進住宅矢本宿舎１号棟406号室、前住所宮城県石巻市中屋敷１丁目８番３号
債務者　鈴木内装こと　鈴木　　孝
１　決定年月日時　平成24年７月20日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
石川県加賀市松が丘四丁目16番地の13
債務者　ビーンズこと　山澤　博之
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４６号
石川県加賀市松が丘４丁目16番地の13
債務者　山澤みほ子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
金沢地方裁判所小松支部